

それ独自の見識を高めなければいけないと思っているところでございます。

災害は起きてはならないのですが、万が一を想定して質問させていただきました。これで私の質問を終わりにいたします。

○議長（清水満） 中島和子議員、ご苦労様でした。

暫時休憩に入ります。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時10分

◇ 原 田 幸 長

○議長（清水満） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位5番、議席番号6番、原田幸長議員を指名します。原田幸長議員。

〔6番 原田幸長 登壇〕

○6番（原田幸長） 議席番号6番、原田幸長です。通告に従いまして質問をさせていただきます。はじめに健康ポイント制度の創設についてお聞きします。

現在は、生活の中に定着しておりますポイントでございます。買物をしてポイントを貯めたり、人によってはポイントの付かないところでは買物をしないという人もいます。さらにポイントが2倍の日に行くと行くという人もいます。要するに買物するだけで付加価値が付いてくるので、消費者は喜んで消費活動をするということがあります。

この健康ポイント制度というのは、運動や健診、定期健診、特定健診、そういうものに行っただけでポイントを受け取る、ポイントを受け取って商品券等に交換していく制度です。スポーツで住民の健康を増進し、かつ医療費も削減しようと導入する自治体が増えています。隣の信濃町では既に実施しております。事業により期待される効果として、町民の健康改善、国保医療費の削減、地域の活性化が挙げられています。参考にいただければ良いと思います。

スポーツによる健康増進に取り組む自治体が増える中で、健康づくりに取り組んだ人にポイントを与えるこの健康ポイント制度に、医療費を抑制する効果があることが筑波大学の研究に

より分かりました。

この健康ポイントの効果を探ろうと、国は6つの自治体を対象に調査していました。これまでに運動への無関心層を掘り起こす一定の効果が確認をされています。さらに参加した40代以上のおよそ1,700人の1年間の医療費について、参加しなかった人と比べた結果、1人当たり、およそ4万3,000円を抑えたということが、この研究調査によって分かったとのこと。要するに、医療費の抑制効果が初めて実証されたということでもあります。

この調査を実施した筑波大学の担当教授は、健康ポイントによる医療費の抑制効果を裏付けた調査でこれまでに例がないとのこと。調査結果を参考に、各自治体が導入する動きが加速するだろうと話されています。

ポイントを付ける方法として、町民運動会、ウォーキング、健康講座への参加等々、それと定期健診、総合健診を受診した場合など、さらに犬の散歩、毎朝、毎夕されている、それも健康ポイントに入れていっても良いのではないのでしょうか。

ポイントの還元の仕方としては、様々考えられるわけであり。5月中旬に小諸市では、この健康ポイント制度を導入し、還元の仕方として野菜購入時のポイントに充てたりしているニュースがありました。飯綱町においても直売所や農家レストラン等で還元されるポイントが使えるよう工夫してみたいかがでしょうか。

町として、健康ポイント制度の創設を構築する考えはないか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。非常に良い提案をいただいたと基本的には思っておりますけれども、もう既に議員のご意見のとおり、いろいろなかたちでポイントというのが普及されてきていることは承知をしております。

飯綱町においても、創生事業の中にC C R Cという、いわゆる東京都等々の首都圏の高齢者対策として、地方にそういう皆さんを移住させるという取組があるわけですが、そうい

う中の一環に、健康づくりが大事だということで、カードでポイントを付けていく、またはボランティアにポイントを付けていく等々があったわけですが、完全にやめたというわけではありませんが、それは当面取りやめをして、検討をしようということで今現在に至っております。

議員がおっしゃったとおり、それぞれのポイントの付与の仕方、そしてそれを還元する、そしてそれ自体のシステムの構築、維持、こういう費用を勘案していきますと、なかなか今すぐにこれだけでポイント制度を実施しよう、健康だけでやっていこうというのは、まだまだ少し無理があると思っています。

発展的なことで言いますと、今、飯綱町にはスタンプカード組合というのがあって、カード式ですけれど、お買物をするポイントをつけて、満タンになると 500 円分として利用いただけるという制度がありますけれども、そのカードシステムをある意味では少し違うスタイルに、今風のカードにポイントがどんどん蓄積されていくようなものにしていきたいというご相談を受けております。そのような中に、今の健康ポイントにも使え、お買物にも使え、病院のある意味では通院券にも使い、銀行のカードにも使いと、非常に多機能な性能を持ったカードを考えているということもございました。そんなことも含めながら、この制度については考えていきたいと思っています。

一昨年からになりますか、一時、タニタの食堂で有名になりましたけれども、健康食品で有名なタニタに委託するかたちで今、私ども健康に取り組んでおります。タニタの関係では、やはり一種のポイントをつけて、皆さんに健康に関心を持ってもらって、なるべく歩くというようなかたちでの健康維持を進めていて、非常に今、大きな成果を上げつつございますけれども、そのような取組も一方ではしております。

是非、どうかたちが良いのか検討はしてみたいと思っておりますけれども、今現在、今年度、すぐどうしようというほどの動きは持っておりませんが、もう少し加える点で研究しておりますので、担当課から申し上げたいと思います。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 付け加えて回答させていただきます。現段階で国保の特定健診、国では保険者に添加して加算、減算という措置を2020年までに10パーセント行うという事業で、未来投資戦略2017ということで、保険者、経営者に予防健康づくり等に向けて提示しています。その中でインセンティブポイント制度というものが構築されてきて、28年、29年度で、自治体でポイントの導入がされてきています。

長野県では、現在22地区でされてきているという状態です。ただ、飯綱町ではしていないかという、現在、国保の特定健診の受診者につきましては、結果報告会に来ていただいた方にごみ袋5枚提供してございます。また、タニタの活動量計を持っていらっしゃる方には、その活動に応じてイベントを開催して、プレゼントを差し上げている状況で、少しずつ健康に向けての取組は行っている状況です。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 前向きな答弁と受け止めております。さらに少子高齢化社会にあって、言うまでもなく健康長寿ということが重要になってくるわけですが、現実に運動できる方々が限られております。

先ほどの6つの自治体での調査報告ですが、1,700名の参加対象者のうち、76パーセントは運動不足層の人、それと運動不十分層の人だったとのことでした。つまり、あまり歩いていない、走っていない、散歩もあまりしない人たちだったわけです。また、運動不十分層の人たちや、メタボリック症候群予備軍と言われる人たちに対しての動機付けとしての健康ポイント制度は、非常に有効と言われております。健康ポイント制度があるので、町民の皆様は、やってみようかなと思う方もいるのではないのでしょうか。

運動は少し苦手と思う人はなかなかできないと思います。そこで、今後やらなかった人たちにも配慮して、できるようなことをポイントに加えていくのも1つと考えます。その方法として、町や区で行っているいきいきサロン等に参加して、話を聞いただけでもポイントが付くということも1つの方法だと思います。いつもの顔ぶれとともに新しい人にも来ていただけるのではないのでしょうか。やり方としては様々にあると考えます。運動未実施層から運動不足、運

動不十分層をターゲットに絞って、健康ポイント制度を活用し、効果を上げていくべきと考えます。

先ほどの6つの自治体での調査期間は1年間でした。その半年後、再調査を実施したところ、その調査に参加した人たちが、その後もずっとそれを続けているという報告がありました。健康ポイント制度は非常に大事なことだと思いますので、是非ともやっていただきたい。町がやっている事業を町民の方々に知っていただくという効果もありますから、参加された方に大きくポイントを付けていくのも1つの方法かと考えます。もしこの制度を行うとしたら、事業開始までにどのくらいの期間が必要であるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えします。期間ですが、現段階では期間の設定はございませんが、現在、健診をどのように健康に良いと伝えるのも使命で、保険者に問われている課題で、ポイントを付与することによって多くの人に参加いただけるというのは魅力ですが、国で言っているのは、保険者の責務として言われている関係があるので、自治体の考え方が各々違うわけですが、保険者に対してポイントを付与しているという自治体と、全町民なり全市挙げて取り組むという自治体がございます。その辺りを少し整理して、いつまでという日程は作ることはできませんが、進めていきたいと考えています。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。早急にというわけでもございません。できれば30年度がピークというお話も聞いておりますので、来年に向けて、しっかりと是非この制度を創設していただくよう頑張っていたきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。中小企業の投資促進税制の創設についてです。今通常国会に生産性向上特別措置法案が提出されています。

内容は中小企業の設備投資を促し、生産性向上を図る目的で、償却資産に関わる固定資産税の特例措置を創設するものであり、要件を満たす設備投資を行った中小企業に対し、3年間の

特例措置として当該資産への固定資産税をゼロにすることができるというものです。この特例率については、ゼロから2分の1の範囲内で、市町村の条例で定めることとされております。

町長は、本定例議会初日のあいさつの中で、中小企業の償却資産に対する税の軽減措置について、国の法律が成立、公布されたことから、町の税条例を改正すると言われましたが、このことと認識しております。町長の英断と担当部局の迅速な連携、行動はもう素晴らしいと私は感じました。

この特例を受けた中小企業は、優先的にものづくり補助金が受けられ、また市町村においては税収減となりますが、その救済措置も設けられております。既に経済産業省から各市町村に対する意向調査アンケートが行われていると聞いておりますが、町ではこの制度を活用していく考えであるとの認識ではおりますが、改めてお聞きをしたいと思っております。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。本日の一般質問終了後、日程に加えさせていただいて、新たに町の税条例の改正案をご提示申し上げる予定にしておりますけれども、その中身としては、償却資産、固定資産税というかたちで課税になりますけれども、ゼロということでご提案を申し上げていきたいということで進んでおりますので、お含みいただきたいと思っております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 活用される方向であると再認識をいたしました。それも特例率をゼロにするということでもあります。そこで、その制度を実施するのにどのようなスケジュールで行うかお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 馬島税務会計課長。

〔税務会計課長 馬島豊 登壇〕

○税務会計課長（馬島豊） それではお答えいたします。国で制定した生産性向上特別措置法に基づき、中小企業の労働生産性を加速させるため、投資を最大限促進する方向で固定資産税の特例率をゼロとする方針とし、条例制定をどのようなスケジュールで行うかということでござ

いますけれども、条例改正等、所要の手続を今議会で改正したいと考えております。以上です。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） この後、条例についての日程が入っておりますので、条例を作った後のスケジュール的なものも教えていただければと考えています。

○議長（清水満） 産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。まず、生産性向上特別措置法ですけれども、6月6日、明日施行ということがございます。それで、まず条例を改正いたしまして、この後、町が導入促進基本計画を策定し、国からの同意を受けてから、初めて中小企業者から先端設備等導入計画の申請を受け付けるようになります。

それで、導入促進基本計画が国から同意を受けるのに約30日間掛かるということで、これから町は導入促進基本計画を国の指針に基づき策定してくわけですが、最速で概ね1か月程度で基本計画を策定したとしても、国から同意を受けるのが今年の8月以降になると思われれます。ですので、中小企業者からの先端設備等の導入計画の受付も8月以降になると思われれます。

町としては、中小企業者の方のために、できるだけ早期に国からの同意を得られるようにしていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。そして、町への固定資産税収入への影響は、どの程度になるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 馬島税務会計課長。

〔税務会計課長 馬島豊 登壇〕

○税務会計課長（馬島豊） それではお答えいたします。生産向上性特別措置法における固定資産税の特例措置は、国の認定を受けた中小企業等が新規に設備投資した償却資産に対し受けられる措置でございます。既存の固定資産、土地、家屋、新規設備投資していない償却資産は今

までどおり固定資産税が課せられるということでございます。従って、設備投資を行った資産及び設備投資により滅失した資産分の固定資産税が減収となるという考え方になると思いますが、設備投資を行う種類、規模により課税が異なるため、償却資産の申告により確認していくという方法しかないと感じているところでございます。償却資産のみの特例であり、業種により投資設備が異なることから、試算は難しいと考えております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 今、課長がおっしゃられたことは、固定資産の基準となるものが元々前からありまして、新規の今回、条例によって税金がゼロになるということでお話があって、本年度、今年までの基準となる固定資産税、収入に関わるものについて、おそらく新規であったとしても30パーセントぐらいの減になるのかなど、自分としては考えてはいるわけですが、基となる固定資産税から見た時には、どのぐらいの減になるかということは、予測不可能でしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 固定資産税の課税は、毎年1月1日現在の所有者のところに課税をさせていただいております。従って、例えば7月、8月に今回の案件のような償却資産の入替えがあっても、課税になるのは来年の1月1日以降の課税で、そこから3年間ということになりますので、平成30年度の固定資産税の予算には大きな変動はないと思っています。

また、もう1つ、私どもは交付税が非常に多い、交付税に頼っている自治体にとりましては、基準財政需用額から基準財政収入額を引算させてもらって、差額の30億なりが交付税として支給されてくるわけですが、固定資産税の償却資産税が100万円減ったとすれば、そのうち75パーセントを収入があったものとして、基準財政収入額の方に積算されるのが無くなるわけですから、例えば100万円減ったとすれば、おそらく交付税は100万円までは正確に言うと増えてこないわけですが、少なくとも75万円以上は増えてくる。

ただ、国が国の法律によって、地方税に対して一種の無理矢理に軽減するような法律を作っ

たわけですから、国はおそらく地方に対して減税になった分をバックアップする体制、たぶん起債で持ってくるか、そういう措置をやってくるのではないかと考えています。

実質的に私どもの中小企業さんの会社の今の形態を考えると、それほどすごい金額になるということの想像は必要ないだろうと考えています。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。固定資産税と申しますと、一般的にはやはり建物や土地とかに課税されるものと理解できるわけですが、飯綱町の場合、基幹産業であります農業、農業経営者にとって、この制度がどのような固定資産税の特例措置であるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 馬島税務会計課長。

〔税務会計課長 馬島豊 登壇〕

○税務会計課長（馬島豊） お答えいたします。中小企業者が計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、所在する市町村における導入促進計画基本計画に合致する場合に認定を受けることができ、かつ労働生産性を年平均3パーセント以上向上させるものとして認定を受けた中小企業者等の先端設備導入計画に記載された一定の機械、装置等であって、生産、販売活動等の用に供するように、直接供されるもののうち、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間において取得されたものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、価格をゼロ以上2分の1以下の範囲において、市町村条例で定める割合を乗じて得た額とするということで、販売開始期間の定めもありますけれども、次に掲げる資産区分に応じ1台、または1機取得価格がそれぞれ次に定める価格以上であるものについて対象となるということでございます。

1つ目として、機械装置は160万以上、測定工具及び検査工具30万以上、機具、備品30万以上、建築付属設備60万以上であります。この関係につきましては、平成28年にも同じような制度が適用されておりますけれども、この場合は最低2分の1までの減額でしたけれども、飯綱町では3社が申請し、適用を受けております。これは農業以外の3社ということでござい

ます。以上です。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 例えば機械、農業経営者の方が農業用のトラクターを新車で160万円以上の価格で買った場合、生産性向上特例措置を受けるには、生産性が3パーセント以上なければ該当しないというお話の内容かと思いますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（清水満） 馬島税務会計課長。

〔税務会計課長 馬島豊 登壇〕

○税務会計課長（馬島豊） お答えいたします。労働生産性の向上が3パーセント以上ということですが、詳細な計画の計算とかを承知していないわけでありまして、今おっしゃった乗用トラクターとかでありますと、軽自動車税に関わってくるので、償却資産からは外れるということによろしいかと思えます。

○議長（清水満） 補足を土屋産業観光課長からお願いします。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。まず、農業の関係者ということで、基本的に中小企業者の業種分類というのがいろいろございまして、製造業その他や卸売業、小売業などがあるわけですが、基本的にまず農業法人であると業種分類が製造業その他に入りますので、農業法人であれば、この中小企業者のところにまず該当してくるようになります。ですので、一般的な個人の農家や農家組合など、そういった方はこの中小企業者に入りませんので、この先端設備の導入計画には該当しないようになります。

それで、減価償却の区分でございまして、先ほど議員から質問がございましたトラクターにつきましても、この減価償却の区分が車両になりますので、基本的には今回の先端設備の導入計画には該当してきません。トラクターなどはあくまでも減価償却区分が車両でございまして、今回の先端設備等の導入計画には入ってこないようになります。例えば、具体的に農業機械でも、もみすり機械とか、そういったものについては、償却区分で言いますと機械というところに該当してまいりますので、先ほど税務会計課長が答弁したような機械であって、性能が

向上しているようなものについては、先端設備等導入計画のところに合致してくるようになります。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。乗用トラクターは車両と考えるということですが、飯綱町というナンバープレートが付いた場合は車両と考えて、それで同じ土地の中で地続きのほ場等がある場合、ナンバープレートを付けなくて使っていた場合は、車両としてではなく、機械として取り扱うことはできないのでしょうか。

○議長（清水満） 馬島税務会計課長。

〔税務会計課長 馬島豊 登壇〕

○税務会計課長（馬島豊） 乗用トラクターとかは、車両ナンバーと言いますか、車両登録のナンバーがあるので、ナンバーを付けないといけないということになっていると思います。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。なかなか固定資産税という問題は難しいので、本当に使いやすく、また分かりやすく、事業者に対して償却資産に対する税の軽減措置があることを十分にPRしていただいて、設備投資希望者に届くようにしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（清水満） 原田議員、追加で説明します。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 先ほどの私の答弁の中で、対象となる農家でございますが、農業法人のみが対象で、組合とか個人は対象外と答弁したところですが、私が電話で確認した時にはそのようなことを聞きましたので、答弁したわけですけれども、農家の場合でどのような農家が対象になるのかというのを、もう少し調べさせていただきたいと思いますので、また後で正確な答弁をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。また十分検討していただいて、本当に使いやすい制度にし

ていつていただきたいとお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（清水満） 原田幸長議員、ご苦労様でした。

◎議案第 43 号の上程、説明、付託

○議長（清水満） 続けます。日程第 2、議案第 43 号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。馬島税務会計課長。

〔税務会計課長 馬島豊 登壇・説明〕（議案第 43 号）

○税務会計課長（馬島豊） それでは議案第 43 号、飯綱町条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案提案説明書、追加議案及び議案書及び新旧対照表をご覧ください。議案提案説明書に沿ってご説明申し上げます。

議案第 43 号、飯綱町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

1、改正理由、地方税法の一部を改正に伴い改正するもの。

2、主な改正内容、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事案環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置により、税制面での支援を行う。

3、施行期日、生産性向上特別措置法、平成 30 年法律第 25 号の施行日から施行する。以上、よろしくご審議ください。

○議長（清水満） 説明を終結し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 43 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査すること
にしたいと思います。